（様式第１）　　　　　　　　　疑義照会（回答）票

照 会 日　　平成２２年１１月１６日
照会部署名　コザ年金事務所厚生年金適用調査課
照会担当者　（課長）知念　勝
連 絡 先　[redacted]
メールアドレス　[redacted]

業務実施部署の長の確認	長濱

（受付番号）

ﾌﾞﾛｯｸ本部受付番号　No.2010―120	本部受付番号　No.2010-1135

※　受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

（案件）

[redacted]臨時職員の夏休み期間中の社会保険の適用について

（内容）

[redacted]より、学校の２学期制導入に伴い夏休み期間（７月２１日～８月２９日）の市臨時職員を下記の雇用（案）で採用する予定であるが、その場合、勤務を要しない・賃金の支払のない部分も含めて社会保険適用は可能であると判断してよろしいでしょうか。

●市臨時職員の雇用方法（案）

①平成２２年４月１日～９月３０日までの各勤務日数
職員１２３日・臨時職員９５日（夏休み除く）・給食日数９１日
※職員・臨時職員ともに一日就業時間は７時間４５分
※臨時職員は日額×月勤務日数を月末締翌月５日支払

②事前承諾内容（案）
労働契約期間を平成〇〇年４月１日～９月３０日までとするが、夏休み期間中（７月２１日から８月２９日まで）は出勤義務がなく賃金の支払義務もないものとする。ただし夏休み期間中に健康診断・研修等で臨時に出勤を命じる場合は勤務日数分の賃金日額を支払うものとする

③任用（雇用）通知に掲載する期間（案）

平成○○年４月６日～９月３０日
但し７月２１日から８月２９日までの間は、教育長が指定する日を除き勤務を要しない。

（ブロック本部回答）

被保険者資格については、昭和２６年１２月３日保文発第５２５５号通知にて『…被保険者となる者は、法定の事業所に使用される者であるが、実際には労務を提供せず、従って、労務の対象として報酬の支払を受けない場合には、実質上の使用関係がないものである…』とあります。
また、雇用契約期間内における資格喪失については、昭和３年１１月１７日保発第７５１号通知にて『…製糸業等に於テハ冬季相当長期間作業ヲ休止スルモ翌年ニ於ケル職工ノ募集ノ便宜上雇傭契約ヲ相当期間継続スル向有之候処此ノ如キ場合ニ於テモ亦法律上モ事実上モ使用関係ナキモノトシテ退場ノ日ノ翌日ヨリ被保険者ノ資格ヲ喪失スルモノト了知相成度』とあり、雇用契約期間内であっても、使用関係がない場合資格喪失することになると解されます。
以上より、夏休み期間中については資格喪失することが妥当であり、社会保険適用不可と思われますが、同時に下記①②③についても疑義が生じます。

① 夏休み終了後、９月３０日迄の残りの雇用期間に対する資格取得については、使用期間が２ヶ月以内となり、被保険者とならないこと。
② 後期（１０月～３月）の雇用契約期間内における冬休みの期間についても同様の取扱いでよいのか。
③ また、夏休み期間中に健康診断・研修等で出勤を命じられ、勤務日数分の賃金の支払を受ける場合も考えられることから、実質上の使用関係があるとみなし、夏休み期間においても被保険者資格は継続、社会保険適用となるのか。

昭和３年の通知による回答が今回のケースに対し有効であるかについても疑義が生じる為、上記①、②、③も含め本部に疑義照会致します。

回答日（又は本部への照会日）　平成２２年１１月１７日
回答部署名　九州ブロック本部適用・徴収支援部厚生年金適用支援グループ
回答作成者　ﾏﾆｭｱﾙｲﾝｽﾄﾗｸﾀｰ（ｸﾞﾙｰﾌﾟ長）山口　茂
連　絡　先 [redacted]
メールアドレス [redacted]

所属部署の長の確認	椿

（本部回答）

昭和３年１１月１７日保発第７５１号等によると、雇用契約は存続しても事実上の使用関係がない場合には被保険者資格を喪失させることとされている。 ご照会の件の場合、７月２１日から８月２９日までの間については実質的に使用関係がないものと考えられるため、原則として、資格喪失することが妥当であると思料する。 ただし、本案件については判断材料が事前承諾内容（案）及び任用（雇用）通知に掲載する期間（案）のみのため具体的判断は困難であるが、「７月２１日から８月２９日までの間は、教育長が指定する日を除き勤務を要しない。」とされていることから、その勤務実態によっては資格喪失することにそぐわないケースも考えられるので、よく実態を把握したうえで判断されたい。

回答日　平成２２年１２月３日

回答部署名　厚生年金保険部適用企画指導グループ

回答作成者　（一般）柿崎　光政

連　絡　先　[redacted]

メールアドレス　[redacted]

主管担当部署の長の確認 （軽微なものについてはグループ長）	山上